

海外における新たな知見等の動向について

NTP (National Toxicology Program／米国国家毒性プログラム)

内 容	日本における措置状況	備 考
- NTP は、13th Report on Carcinogens に おいて、以下の通り報告した。 1-Bromopropane Reasonably anticipated to be a human carcinogen - Cumene Reasonably anticipated to be a human carcinogen - Pentachlorophenol and By-Products of Its Synthesis Reasonably anticipated to be a human carcinogen - ortho-Toluidine Known to be a human carcinogen※ ※ ortho-Toluidine was reevaluated and reclassified for the 13th Report on Carcinogens. It was previously listed as reasonably anticipated to be a human carcinogen	1-Bromopropane (1-ブロモプロパン) は、 安衛法上の規制対象物質ではない（資料 6 － 2 参照） - Pentachlorophenol and By-Products of Its Synthesis（ペンタクロロフェノール及 びその合成副生成物）については、ペンタ クロロフェノール（別名 P C P）及びその ナトリウム塩は安衛法上の通知対象物質で ある。 - Cumene（クメン）、ortho-Toluidine（σ- トルイジン）は安衛法上の通知対象物質で ある。	【未規制物質の概要】 1-Bromopropane 資料 6 － 2 参照

ECHA (European Chemicals Agency : 欧州化学品庁)

内 容	日本における措置状況	備 考
- REACH 規則に基づき新たに 9 物質を認可対象物質(Authorisation List)に追加した。(第 4 次 : 2014 年 8 月) - 砒酸 (砒素及びその化合物として) (7778-39-4) - アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物 (25214-70-4) - ジエチレングリコールジメチルエーテル (111-96-6) 3, 3' - ジクロロ - 4, 4' - ジアミノジフェニルメタン (101-14-4) 1, 2 - ジクロロエタン (107-06-2) - テトロキシクロム酸亜鉛 (クロム及びその化合物として) - ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム (クロム及びその化合物として) - クロム(Ⅲ) (クロム及びその化合物として) - クロム酸ストロンチウム (クロム及びその化合物として) (7789-06-2)	- アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物、安衛法上の規制対象物質ではない。 - ジエチレングリコールジメチルエーテルは引火性の物であるが、衛生の観点からの規制はない。 3, 3' - ジクロロ - 4, 4' - ジアミノジフェニルメタンは、安衛令別表第 9 の対象物質である。 - 他の物質は特別管理物質又は第 1 種有機溶剤である。	- 認可対象物質は、物質の用途および成形品への組込みが、認可もしくは認可の要件から免除されていない限り設定された日 (以下、日没日) 以降、使用のために上市または自ら使用することができなくなる。認可対象物質には、SVHC (高懸念物質) のように数量や濃度の条件はない。 【未規制物質の概要】 - 用途 - 製造量 - モデル SDS (健康関連) - ACGIH 勧告 - 日本産業衛生学会勧告 - 提案理由 アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物 - ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート原料 <1,000 【t/年】 - 未作成 - データなし - データなし。 - CMR ジエチレングリコールジメチルエーテル - 溶剤, 反応溶媒, 冷媒, 吸収剤, 酸性ガス洗浄剤 <1,000 【t/年】 - 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分 2 B、生殖毒性 : 区分 2

		④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR ※ CMR： 一定程度以上の発がん性・変異原性・生殖毒性物質
• ECHA は高懸念化学物質(SVHCs)のうち以下の 6 物質について、新たに認可対象候補物質リストに追加した。 • Cadmium fluoride(CAS No.7790-79-6) • Cadmium sulphate(CAS No.10124-36-4; 31119-53-6) • 2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320)(CAS No.3846-71-7) • 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)(CAS No.25973-55-1) • 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)(CAS No.15571-58-1) • Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE)	• Cadmium fluoride (フッ化カドミウム) 及び Cadmium sulphate (硫酸カドミウム) は、特定化学物質等 (第二類物質) である。 • その他の物質は、安衛法上の規制対象物質ではない。	• SVHC (高懸念物質) リストの対象物質は、使用や上市に際して認可が必要になる。また、含有濃度が 0.1wt%を超える場合は、情報提供などの義務が発生する。 【未規制物質の概要】 ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ⑥ 提案理由 • UV-320 ① 紫外線吸収剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ PBT、vPvB • UV-328 ① ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤 ② <1000 【t/年】 ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ PBT、vPvB

		・ DOTE ① PVC（ポリ塩化ビニル）の熱安定剤 ② <1000【t/年】 ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR ・ reaction mass of DOTE and MOTE（D OTE 及び MOTE からなる反応生成物） ① PVC の熱安定剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR ※ CMR： 一定程度以上の発がん性・変異原性・生殖毒性物質 - PBT 残留性、蓄積性、毒性を有する物質 - vPvB 残留性及び蓄積性が極めて高い物質
--	--	--

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）

内 容	日本における措置状況	備 考
・ OECD は、4-isopropylaniline (CAS:99-88-7)について Weight of evidence で皮膚感作性を特定し、報告書として取りまとめた。	・ 4-isopropylaniline は、安衛法上の規制対象物質ではない。	【未規制物質の概要】 ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS（健康関連）

		④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ▪ 4-isopropylaniline ① 農薬（除草剤）・染料・顔料原料等 ② データなし ③ 急性毒性（経口）：区分 4、急性毒性（経皮）：区分 4、皮膚腐食性／刺激性：区分 1、眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分 2、生殖毒性：区分 2、特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）：区分 1（血液）、特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）：区分 1（血液系） ④ データなし ⑤ データなし。
--	--	--

IARC（International Agency for Research on Cancer：国際がん研究機関（WHO の外部組織））

内 容	日本における措置状況	備 考
- IARC モノグラム 110（2014 年 6 月）において、以下の通り改訂された。 - ペルフルオロオクタン酸 設定無し→2 B - テトラフルオロエチレン 2 B→2 A - ジクロロメタン 2 B→2 A 1,2-ジクロロプロパン 3 →1 1,3-プロパンスルトン 2 B→2 A	- ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパンは、特定化学物質等（第二類物質）である。 - テトラフルオロエチレン及び 1,3-プロパンスルトンは、安衛令別表第 9 の対象物質である。 - ペルフルオロオクタン酸（335-67-1）は、安衛法上の規制対象物質ではない。	【解説】 ○IARC では、ヒトへの発がん可能性につき、 1：ヒトに対して発がん性がある 2 A：ヒトに対しておそらく発がん性がある 2 B：ヒトに対する発がん性の可能性がある 3：データが充分ではないため、ヒトに対する発がん性に分類できない 4：ヒトに対しておそらく発がん性はないに分類して、IARC Monograph（発がん性評価書）として公表している。

		【未規制物質の概要】 ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS（健康関連） ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ・ ペルフルオロオクタン酸 ① 半導体用，消火剤，撥水剤，紙の表面処理剤，樹脂改質剤 ② <1000【t/年】 ③ 生殖毒性：区分 1 B、特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分 1（肝臓） ④ データなし ⑤ データなし。
・ IARC モノグラム 111（2014 年 9 月）において、以下の通り策定された。 ・ カーボンナノチューブ ・ MWCNT-7（多層）： グループ 2 B ・ MWCNT-7 以外の MWCNT： グループ 3 ・ SWCNT（単層）： グループ 3 ・ フッ素エデン閃石（鉍石）：グループ 1 ・ 炭化ケイ素 ・ 繊維状 グループ 2 B ・ ひげ状 グループ 2 A	・ カーボンナノチューブは、通達によって適切な取り扱いが求められる物質である。 ・ フッ素エデン閃石（鉍石）は安衛法上の規制対象物質ではない。 ・ 炭化けい素は、安衛令別表第 9 の対象物質である。	【未規制物質の概要】 ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS（健康関連） ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ・ フッ素エデン閃石 ① 単独で用いられることはないが、角閃石を成分とする耐熱材に含まれる可能性がある。（日本では、熊本県の金峰山石神山溶岩、晶洞中で発見されている。カルシウム角閃石の一種で、針状や繊維状の形態をしている。） ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。

ACGIH (American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc : 米国労働衛生専門家会議)

内 容	日本における措置状況	備 考
2014 年内の改正 - Ethylidene norbornene (16219-75-3) TWA 2ppm 10mg/m³ 追加 (C 5ppm)→4ppm 変更 20mg/m³ 追加 - Trichloroacetic acid (76-03-9) TWA 0.5ppm 追加 3.34mg/m³ 追加	いずれも安衛令別表第 9 の対象物質である。	○ ACGIH では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、 A1：ヒト発がん性が確認された物質 A2：ヒト発がん性が疑わしい物質 A3：動物発がん性が確認され、ヒト発がん性との関連性が未知の物質 A4：ヒト発がん性に分類しかねる物質 A5：ヒト発がん性の疑いがない物質 に分類して、提案理由書とともに公表している。

日本産業衛生学会

内 容	日本における措置状況	備 考
2014 年内の勧告 - 塩化水素 [7647-01-0] (暫定) 許容濃度 2ppm 3.0mg/m³ 追加 - ピクリン酸 [88-89-1] (暫定) 皮膚感作性 2 追加	いずれも安衛令別表第 9 の対象物質である。	○日本産業衛生学会では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、 第 1 群：ヒトに対して発がん性があると判断できる物質である。 第 2 群：ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質である。 第 2 群 A：証拠が比較的十分な物質 第 2 群 B：証拠が比較的十分でない物質

		に分類し、提案理由書とともに公表している。
--	--	-----------------------